

令和4年 第11回須賀川市農業委員会総会議事録

令和4年11回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 令和4年11月10日（木）
- 2 招集通知日 令和4年11月10日（木）
- 3 招集日時 令和4年11月21日（水）午後4時
- 4 招集場所 市役所 4階大会議室A・B
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員（19名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
1	加藤 梅子	2	関根 要一	3	安藤 雅裕	4	桑名 辰幸
5	大越 彰	6	村上 光宏	7	古川 雅和	8	矢部 邦博
9	高橋 純一	10	小枝 宏嗣	11	松川美智夫	12	吉田かつ子
13	鈴木 光重	14	和田 博文	15	熊谷 聡	16	横川 良雄
17	矢吹 正則	18	深谷 寅一	19	秋山 吉治		

- 6 出席農業委員 19名
- 7 欠席農業委員 0名
- 8 出席を要請した農地利用最適化推進委員 4名

担当地域名	氏名	担当地域名	氏名	担当地域名	氏名	担当地域名	氏名
須・浜	村上 節夫	須・浜	安田 彰	仁井田	岡部 俊男	岩瀬	佐藤 秀和

- 9 欠席農地利用最適化推進委員 0名
- 10 職務のため会議場に出席した事務局職員の職・氏名

農業委員会	事務局 長	西澤 俊邦
	農政係 長	早尾 重美
	農地係 長	力丸 光輝
	専門員	三島木 修

11 議 案

議案第53号 農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について

議案第54号 農地法第5条第1項の規定による許可申請適否決定について

議案第55号 遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定について

報告第 38 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書の受理について
報告第 39 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について
報告第 40 号 農地改良行為工事のための届出書の受理について
報告第 41 号 携帯電話用無線基地局の建設に係る農地転用届出書の受理について

12 その他

13 開 会 (午後 4 時)

14 挨拶 農業委員会 会長 和田 博文

15 進 行

須賀川市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議長に和田博文農業委員会会長が
就任する。

議長は、出席農業委員数の報告後、須賀川市農業委員会会議規則第 6 条の規定により
本総会が成立していることを宣言した後、農地利用最適化推進委員の出席委員数も報告
した。

議事録署名委員には、議席番号 1 番 加藤梅子 農業委員と 2 番 関根要一 農業委員を
指名した。

16 議 事

審議内容 別添のとおり。

17 閉 会 (午後 4 時 25 分)

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事実と相違な
いことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

令和 4 年 11 月 22 日

須賀川市農業委員会

会 長 (議 長)

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

<別紙> 審議内容

令和4年 第11回総会

令和4年11月21日(月)

議長 それでは、只今から議事に入ります。

議案第53号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 早尾係長 説明。

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号第59号について、村上推進委員よろしく申し上げます。

村上推進委員 受理番号第59号について説明申し上げます。

11月19日に秋山農業委員と調査しました。譲渡人と譲受人は親戚関係にあり、農業従事者2人で野菜を栽培する予定となっております。

この農地は、譲受人の自宅近辺であるため、効率的に管理できると思えます。農業技術につきましても、長年栽培している作物で問題なく、必要な機械設備も保有しております。

また、価格につきましてはお互いの話し合いで設定されたもので妥当と思われる、許可上、問題ないと思えますが、委員の皆さんのご審議をよろしく申し上げます。

議長 只今の説明に、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等なし)

議長 それではお諮りいたします。

議案第53号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第53号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第54号「農地法第5条第1項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 力丸係長 説明。

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。受理番号第25号を村上推進委員お願いい

たします。

村上推進委員 受理番号第 25 号を説明申し上げます。

11 月 20 日に秋山農業委員と鈴木農業委員と私の 3 人で調査をいたしました。譲渡人と譲受人は親子関係にあり、現在は同居しておりますが、二世帯居住で生活に不便を伴う将来を見すえ、親元に近くに住宅を建築する計画をしましたが、利便性の高い土地は、この農地以外にないことから、本申請が出されたものであります。

この転用は農地の集団性を阻害するものではなく、排水についても合併浄化槽で処理し側溝に流すため特に問題なく、また、外構工事なども適切に行うので、付近の農地に与える影響はないものと考えられます。

委員の皆様の審議をよろしくお願いいたします。

議長 受理番号第 26 号を岡部推進委員お願いいたします。

岡部推進委員 受理番号第 26 号を説明いたします。

11 月 17 日に古川農業委員と高橋農業委員と私とで現地でお話を伺いました。

譲渡人と譲受人は親子関係にあり、将来的に家族の世話をしたいという意向があって、利便性を考え実家の隣に住宅を建築するための申請が出されたものです。周りは住宅地であり、農地の集団性を阻害するものでなく、また排水については合併浄化槽で処理し側溝に流すため問題ないと思われま

す。委員の皆様の審議をよろしくお願いいたします。

議長 受理番号第 27 号を安田推進委員お願いいたします。

安田推進委員 受理番号第 27 号についてご説明申し上げます。

11 月 14 日に大越農業委員と小枝農業委員と共に調査をしました。

本申請地について譲渡人に確認したところ、長年休耕しており、現状は山林になっており、今後耕作する予定がないことから太陽光施設として貸すことになったとのことです。太陽光施設設置後の除草につきましては草刈機を使用し、草刈機が使用できない場所のみ農地登録のある除草剤を使用することでした。土砂崩れなど災害がおきた場合は、責任を持って対処する旨を近隣住民に説明済みとのことで、付近の農地に与える影響はないものと考えられます。

委員の皆様の審議をよろしくお願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第 54 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」
許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 54 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適
否決定について」議決し、許可することといたします。

次に、議案第 55 号「遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定について」を議
題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 三島木専門員 説明。

議 長 続いて、調査委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお
願いいたします。

佐藤推進委員よろしくお願いいたします。

佐藤推進委員 受理番号第 10 号について説明いたします。

10 月 28 日に矢部農業委員と事務局と共に 3 名で現地を確認しました。

獣の痕跡もあり、また、好天続きにもかかわらず、一部湿地化しているよ
うな場所もあり、畑としては使いこなすのが難しい土地と感じました。した
がって、農地として再開するのは極めて困難と考えられ、非農地と証明する
ことには問題ないと思います。

審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第 55 号「遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定について」申請どおり
証明することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 55 号「遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定につ
いて」申請どおり証明することを議決し、決定といたします。

議 長 次に、報告事項に入ります。

○ 報告第 38 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書の

受理について」 2 件です。

○ 報告第 39 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」 7 件です。

○ 報告第 40 号「農地改良行為工事のための届出書の受理について」 4 件です。

○ 報告第 41 号「携帯電話用無線基地局の建設に係る農地転用届出書の受理について」 2 件です。

議 長 以上で、本日の提出案件の審議はすべて終了いたしました。

その他、皆さんから何かございませんか。

各 委 員 ● 太陽光発電施設の草刈り未実施等の不適切な管理があった場合の対応について質問があり、情報提供の都度、事務局において事業者を指導している状況を説明した。

議 長 事務局からは何かございませんか。

事 務 局 ● 次回の総会と農政懇談会の開催について、西澤局長が説明した。

● 農業委員・農地利用最適化推進委員の改選説明会について、三島木専門員が説明と出席依頼をした。

議 長 他になければ、これにて令和 4 年第 11 回須賀川市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、お疲れ様でした。